

(参考) 書類の扱いの整理

2025年4月1日

提出時	様式	書類名称	記名・押印	紙/ 電磁的記録 (提出時)	提出部数 (紙の場合)	受付印	扱い(正本に綴じるもの はオリジナル)	対申請者返却物* (原則オリジナルを返却)		行政庁報告 (原則写し で報告)
確認申請時	様式なし	あらかじめの検討説明書 (確認申請書の一部)	—	紙/ 電磁的記録 (電子申請以 外は紙のみ)	確認申請 書と同部数	不要	確認申請書と同じ (1部正本に綴じる)	1部副本に綴じる	電子申請以外は紙のみ (副本)	不要
事前審査申 込時、確認 申請時	様式C-15	審査申込書	記名	紙/ 電磁的記録	1部	不要	1部正本に綴じる	受取のみ	—	不要
確認申請中	様式なし (内容物のみ提出)	追加説明書	—	紙/ 電磁的記録 (電子申請以 外は紙のみ)	確認申請 書と同部数	不要 (記録は必 要)	確認申請書と同じ (1部正本に綴じる)	1部副本に綴じる	電子申請以外は紙のみ (副本)	不要
確認申請中	様式B-03	確認申請取下げ届 計画通知取下げ届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	取下げ日から1年間保存	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	不要
原則着工前	様式C-16	工事取止め届	記名	紙	2部	要	確認済証交付日から15 年間保存(1部正本に 綴じる)	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	(紙のみ)	できる
中間検査申 請中	様式B-09	中間検査申請取下げ届 特定工程工事終了通知取 下げ届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
完了検査申 請中	様式B-12	完了検査申請取下げ届 工事完了通知取下げ届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
仮使用認定 申請中	様式B-13	仮使用認定申請取下げ届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	不要
確認済証交 付時以降	様式C-02	記載内容変更訂正届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
確認済証交 付以降 完了検査申 請まで	様式C-05	軽微な変更説明書 (完了検査申請書第3面 10.欄、中間検査申請書 第3面11.欄別紙)	—	紙/ 電磁的記録 (軽微な変更説 明書と検査申請 は同じ申請方法 で提出の必要が あります)	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電子申請以外は紙のみ	不要
検査申請時	様式C-14	確定事項説明書 (完了検査申請書第3面 11.備考欄、中間検査申 請書第3面12.備考欄別 紙)	—	紙/ 電磁的記録 (電子申請以 外は紙のみ)	1部	不要	検査申請書と同じ (1部正本に綴じる)	受取のみ	—	不要
工事完了前 又は検査済 証交付前ま で	様式C-06	建築主等変更届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
着工前	様式C-07	工事監理者届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
着工前	様式C-08	工事施工者届	記名	紙/ 電磁的記録	2部	要	1部正本に綴じる	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電磁的記録で提出された 場合は電磁的記録で返却	できる
完了検査申 請中	様式B-10	完了検査追加説明書	記名	紙/ 電磁的記録 (電子申請以 外は紙のみ)	2部	要	内容により確認申請書ま たは検査申請書と同じ (1部正本に綴じる)	1部申請者に返却 (副本に綴じてもらうため)	電子申請以外は紙のみ	(特定行政 庁に完了検 査報告書を 提出する場 合は、変更 後の建築計 画概要書を 添付する。)
確認済証交 付時以降	様式C-09	確認済証交付証明申込書	記名	紙	1部	要	正本に綴じるor 受付から1年間保存	受取のみ	—	不要
検査済証交 付時以降	様式C-11	検査済証交付証明申込書	記名	紙	1部	要	正本に綴じるor 受付から1年間保存	受取のみ	—	不要

\*)申請者に書類を返却する時期は、随時又は副本等交付時とする。

※行政庁報告で「できる」とされているものは、原則として求められる場合に行う。

建築主等、法人の代表者等、工事監理者及び工事施工者の変更の届出を受けた場合の行政庁への報告については、(参考)「変更の届出の扱い」のように扱う。

電磁的記録は印刷時用紙の大きさがA3までのものに限る。